

日本科学者会議 京都支部ニュース

11月号 No.453

2021年11月11日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町 95-3 延寿堂南館 3 階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八（読み ヨンヨンハチ） 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

目次

- ・第16回女性研究者・技術者全国シンポジウム（12/19 オンライン）「女性研究者・技術者をめぐる複合差別の実態」の案内 2
- ・『日本の科学者』読書会10月例会（10/26, Zoom）の報告「コロナウイルス禍の中の外国人労働者の権利」 2
- ・寄稿：夫婦別姓問題と日本会議・神政連（富田道男） 6
- ・支部の行事の案内 8
- ・支部幹事会だより 8

<会費の早期納入願い>

今年度会費の納入率は11月4日現在77%となっています。引き続き今年度会費（一般会員：14,400円，特別会費会員：7,200円，家族割会員：4,200円，若手会員：6,000円，若手特別会費会員：4,200円）の早期納入にご協力くださるようお願い申し上げます。過年度分の未納会費がある方は，あわせて納入いただきますようお願いいたします。未納の方には振込用紙を同封しておりますので，ご利用ください。

なお，ご不明な点につきましては，支部財政担当幹事・細川孝宛にメールでお尋ねください（Email アドレスは，hosokawa@biz.ryukoku.ac.jp）。（支部財政担当幹事）

第16回女性研究者・技術者全国シンポジウム開催（オンライン）の案内 女性研究者・技術者をめぐる複合差別の実態 ～女性研究者・技術者委員会からのメッセージ～

日 時：2021年12月19日（日）10：00～16：30

テーマ：女性研究者・技術者をめぐる複合差別の実態

～女性研究者・技術者委員会からのメッセージ～

プログラム：

10：00～ 進行説明・開会のことば

10：10～ パネル・ディスカッション 「不安定雇用の立場の女性研究者に関する質的調査」
から探る女性研究者の複合的差別の実態

調査チーム：大竹美登利，朴木佳穂留，衣川清子，廣森直子，笹倉万里子，斉藤悦子

コーディネーター：真嶋麻子

13：30～ 「私たちの身の回りの複合差別」に関する報告や座談会など

16：20～16：30 今後に向けて

詳細案内と参加登録

日本科学者会議ホームページ <http://www.jsa.gr.jp/>より「女性」ページへ、

テーマについて

「…任期付きや非常勤といった雇用形態，研究分野，地域性，世帯構成などが「女性」差別と交差して複合的な差別へと結びつく状況や困難，課題，解決策を，質的調査の結果をもとにディスカッションしながら探る」（ホームページ案内文より）

参考記事

『日本の科学者』11月号，p.54「男女平等とは？！—全国シンポジウムのご案内—」JSA 女性研究者・技術者委員会（笹倉万里子）

同誌，p.55「女性研究者の現状と支援策を討議」兵庫支部フォーラム（廣森勝久）

支部幹事より

昨年にひきつづき，オンラインでのシンポジウム実施です。

「不安定雇用の女性研究者に関する質的調査」はここ数年，全国委員会に調査チームを設けて実施されているプロジェクトで，成果の一部は『日本の科学者』に掲載されています。

京都支部では，残念ながらこのプロジェクトには参加できておりませんが，調査方法を参考に，会員のみなさまのご協力を得て実施できればと考えています。それぞれの場での思いや問題意識をたずさえてシンポジウムに参加しましょう。（担当幹事・清水民子）

『日本の科学者』読書会 10 月例会（10/26）の報告

9 月号 特集：コロナウイルス禍の中の外国人労働者の権利

標記例会が 10 月 26 日（火）15 時 30 分より 17 時 30 分まで ZOOM を用いて行われた。参加者 5 名。特集より 3 篇の論文が取り上げられた。

坂本恵「中規模受け入れ県から見る外国人労働者雇用の現状と課題—外国人労働者と創る地域社会の未来」（報告：左近拓男）

この論文では、外国人労働者の現状と今後の展望についてまとめている。奈良県や福島県といった中規模受け入れ県の現状を分析し、地域社会の在り方を見据えた現状の把握、課題の抽出を行っている。以下に重要な点をまとめた。

外国人労働者数：2010 年以降この 10 年で 2.7 倍に増加。外国人技能実習生：2010 年から 2019 年の 10 年間に 4 倍。高齢化による労働力人口の減少の影響は、日本のみならず、中国やベトナムといった日本に労働者を提供する側の国々にとっても問題である。日本国内では労働力人口は 2065 年に 3946 万人となり 2016 年から約 4 割減少する。今後、日本は選ばれる国になりえるのかが問題である。これまで、東アジア、東南アジアにおいて大規模な国際労働力移動を可能にしてきたのは、送り出し国がこのような人口ボーナス期にあり、国内での就労機会が少なく、同時に多額の外貨を得られる国への「出稼ぎ労働」がすすんだことによる。今後は中国などでも賃金上昇と少子化による両親や祖父母の介護の荷重の増加により出稼ぎが減少することが予想される。韓国は 2014 年から「雇用許可制度」を導入し、ブローカーの介在をなくし、多額のいわゆる「保証金」の徴収も禁止し、全国

30 ヶ所近くに外国人労働者の支援センターを設置し手厚い受け入れ支援。「移民大国」と呼ばれるカナダは、年間 20~25 万人の移民（永住権取得者）を受け入れており、永住権が取得しやすいことを理由に東南アジアの労働者にとって移住労働先として人気が高い。日本では韓国のような制度がなく、民間の「事業協同組合」が受け入れの中心となっており、またブローカーの介在が排除できない構造のために、ベトナムにせよ中国にせよ多くの実習生が日本渡航時に 1 万ドルを超える「保証金」の支払いを求められることが野放しとなっている。また、韓国のような多言語支援や労使間のトラブルの法的解決がほとんどない状態にある。また、トラブルゆえに一時避難で求められる公的シェルターは日本ではほぼ皆無。2019 年に開始された特定技能外国人労働者制度もなんら経験や実績が問われない登録制の「登録支援機関」が仲介・派遣にあたるという杜撰さである。

国が受け入れに全て責任を持つ制度になれば、受け入れ自治体には正確な情報が届き、自治体は支援策、対応施策の立案が可能。各県の県庁の商工労働部、雇用労政課の担当部署職員への専門家のレクチャーや、福島県が行った「外国人材雇用に関する調査」などを実施することは必須の課題であり、国として自治体に対し支援を行うことが求められる。奈良県は現在、「奈良県介護従事者確保のため

の外国人留学生修学支援資金貸与制度」を実施している。事実上の給付奨学金となっており、このような形で、外国人労働者への資金的支援がさらに多くの自治体に拡充される必要がある。

＜書評＞外国人労働者雇用の現状と課題、自治体での取り組みが紹介されていて、現状を理解する上で重要な資料が提供されている。特集自体はコロナウイルス禍がテーマであるので、コロナ禍での雇用の現状も分析・報告されていればさらに良かったと思う。

樽松佐一「外国人技能実習生への支援—SNS 外国人実習生相談から」（報告：鈴木博之）

2017 年に技能実習法が制定されて以後に実習生が急激に増大し、国は外国人技能実習機構 OTIT を新設し受け入れ機関の監督と母国語相談を開始した。実習生からの相談は増大しており、さらにコロナウイルス禍関連の相談が増えている。本稿は 2020 年の SNS での相談をまとめたもの。

1 外国人実習生 SNS 相談室 2020 年

相談は 64 件 127 人（ベトナム人が大半）あり、産業別では建設 13 件、製造 6 件、縫製 5 件。相談内容は賃金、労働時間、暴言暴力（建設）、労災、職種違反、コロナウイルス禍の相談（帰国出産の困難化、子供の在留資格・宿舍の対応に苦慮）などであった。これらの相談に対しては、本人の母国語陳述書と委任状に、ボランティア通訳による翻訳をつけて機構に報告し 15 件の不正を申告した。また、労基法違反と入管法違反で 12 件を告発している。初対面での SNS のみの相談で申告まで持ち込むには多大な時間が必要であった。

2 コロナウイルス禍で帰国できない実習

生

法務省は、実習期間満了後なのにコロナウイルス禍で帰国できない実習生に「特定活動（就労可）」の在留資格を付与し、同じ会社での継続就労を認めた。ところが F 社の中国人実習生 27 名が 4 月末の仕事終了後、8 月の帰国航空便まで「特定活動（就労不可）」での在留資格とされた。要請を受けて相談室が対応を検討し、法務省および厚労省と団体交渉で一件落着し無事帰国できた。また、在留期間の延長で助かっている実習生や受け入れ企業も少なくないが、長期化する中で帰国を希望する実習生も増えていて問題が多い。特例措置で 10 万人程度の留学生、実習生が入国したが、今年 1 月で特例が運用停止となり、帰国困難となっている例が多い。

3 相談事例から見えてくる技能実習制度の問題点

(1) 実習生の失踪：2018 年の入管法改正時に実習生の失踪者が問題化。2019.3.実習生の受け入れ機関 800 以上で重大な不正が報告されている。さらにコロナ禍で県を超えての調査・対応不能で実習生は失踪者となってしまう。実習生 36 万人中毎年 9000 人程度の失踪者が出るが、職種別割合では建設関係が全職種の 2 倍で断トツ、暴言暴力や労災の相談が多い。

(2) 産業政策・雇用政策の問題：農業関係では労働法も知らない個人事業主が多く、1 カ月間無休で作業させ。管理団体の職員も農業には無知で事態解決には無効だった例。介護事業所のトラブル相談では、実習生の介護資格に無知な職員もいて、受け入れ職場の職員の教育が不可欠。高齢化が進む農業・建設業、介護で今後の担い手の確保をどうするか、数年で帰国する実習生だけでの技術の伝承がで

きるのか、産業政策として考えていく必要がある。

(3) 高額な借金問題

保証金や違約金を取る契約は認められていないが、多くの実習生は多額の借金をして来日している。送出機関による手数料等の過大徴収が失踪の原因と指摘されている。他に教育費や紹介料など様々な名目で徴収されていて、受け入れ企業の接待費用やキックバックもある。日本の管理団体が送出機関への管理費を値切ることもし少くない。JICA（国際協力機構）は「技能実習生『手数料』問題研究会」を設置し対応している。

(4) 人権侵害の証拠集め

不払い賃金問題は労基署である程度対応可能。暴言暴力問題はスマホで記録して SNS で伝えることが多く、厚労省は SNS に対応しないので、相談室でブログや YouTube にアップして見てもらっている。時にはマスコミに協力してもらうこともある。

おわりに

問題点ばかり指摘したが悪い受け入れ先ばかりではなく、重大な不正は一部であり、多くの経営者はとてもよくしてくれている。問題は、政府や経済界が安い労働力としてしか見ず、国際人材ビジネスの儲けに使われていることである。高齢化する日本には外国人実習生の果たす役割は大きい。今後、アジア諸国との平和と友好のためにもこの制度がきちんと運用されることを期待する。

<感想> SNS で把握した限りでの相談実例だが、きわめて具体的に述べられていて、実習制度の実態、特に国の政策が実態に適合していないことがよくわかった。

黒田朋斎「外国人材送り出し国への公的な日本語教育支援」(報告：清水民子)

[要旨] 日本国外で日本語を学ぶ人は 142 カ国・地域の約 385 万人に上るということである(18 年度 JF 調査)。JF (国際交流基金) は海外の日本語学習者と日本語教師を支援する日本語教育事業をアジアで行ってきた。本論文ではその内容と経過が紹介されている。

2008 年、インドネシア・フィリピンとの EPA (経済連携協定) が発効し、看護師・介護福祉士候補者受け入れ事業として日本語研修(訪日後 6 か月間実施から訪日前実施へ改善)、日本語専門家(コース管理・講師のトレーニング)派遣を実施。受け入れ機関とのマッチングが成立した者を対象に日本社会への理解、生活習慣・職場適応能力とともに国家試験を見据えて読解を重視した。

技能実習生に対する現地日本語教育にはこれまで公的な関与はなかったが、2018 年の関係法改正にともない、「特定技能」での来日希望者に対する公的日本語教育支援事業がはじまった。①試験導入、②カリキュラム・教材の開発、③教師育成・専門家派遣が主要内容であり、①について JFT-Basic (国際交流基金日本語基礎テスト)、②について日本語コースブック『いろどり 生活の日本語』入門、初級 1、初級 2 が作成された。

<感想> 留学生の指導と福祉分野の資格取得教育の経験からコースブックの改訂(教授法の改革＝文型習得ではない言語習得理論による)には興味がある。習得方法の改善についての理論的言及がさらに詳しくほしいところである。

しんぶん赤旗には、10年ほど購読している京都新聞では見たこともない記事が時々掲載される。同紙の8月22日付の主張欄に、「夫婦別姓阻止掲げ自民議員ら策動強化」の署名入り記事が掲載され、「別姓・別氏」を阻止しようという改憲右翼団体「日本会議」系国会議員・地方議員らの運動が活発化していると報じている。それによると、日本会議地方議員連盟は今年の総会で、「女性局」の設置を決めたが、その活動の中心は、「女性天皇」、「女性宮家」、「別姓」や「別氏」制度に反対する世論の醸成が目的で、男女平等や女性の権利を擁護するのが目的ではないという。女性局の初代の局長代理に就任した京都府会議員の藤山裕紀子氏(自民党)は、「女性局を中心に、家族の在り方や夫婦別姓の問題点の理解を広めるための勉強会を開催していきたい」と語っているそうである。日本会議所属の京都府議会議員の氏名を紙面上で見るのは珍しく、しんぶん赤旗ならではの記事である。

また自民党国会議員の中にも別姓阻止の動きがあり、神道政治連盟(神政連)国会議員懇談会(神政連議懇)の高市早苗氏(岸田総裁下の現自民党政調会長)らは第五次男女共同参画基本計画¹⁾の原案から「選択的夫婦別氏」と言う文言を削除させたとある。第四次基本計画の92頁には「選択的夫婦別氏制度の導入」が家族に関する法制の中に挙げられていたが、第五次のものには確かに「選択的夫婦別氏制度の導入」の文言は無くなっている。

拙稿の記事「憲法を暮らしの中に生かそう」(支部ニュース2021年7月号)でも触れ

たが、民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」は、婚姻に際して、夫婦のいずれかが旧姓を放棄することを強制するもので、これは、憲法24条2項「配偶者の選択、・・・、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。」に反しているとの憲法理解は正当であると思う。

日本会議国会議員懇談会(日本会議議懇)・神政連議懇に参加する議員達は、憲法違反の法律を改めずに、憲法を変えようと企んでいる。

第二次安倍内閣以降の自民党政権は、閣僚のほとんどを神政連議懇や日本会議に参加する議員が占めているが、安倍内閣は憲法を無視して安保法制の成立を強行し、専守防衛のタガを外して日本を戦争のできる国に変えた。

神政連²⁾とは、日本会議同様、日本の過去の侵略戦争を「正義の戦争」と肯定美化し、「神道の精神」に基づく憲法「改正」を目指す右翼宗教団体である。神政連議懇に加盟する2021年7月21日現在の国会議員は、衆議院218名、参議院77名とあり、その氏名が都道府県別に神政連のホームページに掲載されている²⁾。その時点における京都府選出の神政連議懇参加の国会議員には、衆議院議員の安藤裕、伊吹文明、木村弥生、繁本護、田中英之及び本田太郎の各氏並びに参議院議員の西田昌司及び二之湯智の各氏が名を連ねているが、全員自民党所属である。去る10月31日に行われた衆議院選挙では、伊吹文明氏が引退し、木村弥生、繁本護の両氏は落選したが、田中英之及び本田太郎の両氏は当選し

ている。

衆議院議員の定数 465 議席の過半数を得た自公政権は、改憲発議に必要な三分の二の議員数 310 を獲得する為に、議席数を 4 倍にした日本維新の会との共闘を図る可能性が出てきたと幾つかの報道番組のコメンテータが指摘している。今回大阪小選挙区で当選した馬場伸幸、遠藤敬の両氏は、日本会議に所属する国会議員であり³⁾、それぞれ日本維新の会の幹事長と国会対策委員長である。「憲法を暮らしの中に生かそう」と考える人たちはこの一点で共闘の輪を広げ、2022 年に行われる参議院選挙において、改憲勢力が参議院でも三分の二を占めることを許してはならない。

先進国におけるジェンダー平等の国際的な流れの中で、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」た私達日本国民は、個人の人権より家族の絆を重視して夫婦別姓の法制度導入に

反対し、国家神道の復権を画策し、安保法制を強行採決して日本を戦争のできる国にした日本会議・神政連加盟の人を国会議員にしてはならないと思う。岸田文雄自民党総裁は、自身が加盟する日本会議・神政連に加盟していない二階俊博氏から加盟している甘利明氏に、そして選挙後は同じく加盟している茂木敏充氏に党幹事長を替え、党政調会長には加盟している高市早苗氏を据えて党の要職をも日本会議・神政連加盟者達で固めた。自民党は、保守派閥の単なる集合政党ではなく、日本会議・神政連の国づくりを担う政党であることを一層明確に示し始めたと見てよい。

日本のマスコミの時局報道では、日本会議・神政連と政党との関係について取り上げることはタブーらしく、しんぶん赤旗が時々取り上げる以外、全く登場しないのが不気味である。

1) 内閣府「男女共同参画局」のホームページより

- ・第 4 次男女共同参画基本計画

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/print.pdf

- ・第 5 次男女共同参画基本計画

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf

2) 神道政治連盟, <https://www.sinseiren.org/>

3) 国会議員いちらんリスト (2021 年 10 月 14 日), <https://democracy.minibird.jp/>

上記 URL の存在は、すべて 2021 年 11 月 1 日に確認した。

支部の行事予定

1. 11月読書会 (ZOOM)

日時：11月23日(火) 15:30～17:30

内容：JJS 10月号「南海トラフ巨大地震への備え」

宮入論文(未定), 奥西論文(奥西), 岡村論文(鈴木)

<https://zoom.us/j/95923031952?pwd=Vk10YjZSQU00ZWtqbU5Kbk04VGVmQT09>

ミーティングID: 959 2303 1952 パスコード: 391602

2. 第16回女性研究者・技術者全国シンポジウム (オンライン)

テーマ 「女性研究者・技術者をめぐる複合差別の実態

～ JSA 女性研究者・技術者委員会からのメッセージ」

日時：2021年12月19日(日) 10:00 - 16:30 (本号2ページ参照)

<https://jsawresearcheng.wixsite.com/website>

◆◆◆◆ 支部幹事会だより ◆◆◆◆

1. 会員の現況(10月31日)

一般会員:	195	
特別会費会員:	2	
家族割り特別会費会員:	3	
若手会員:	7	
若手特別会費会員:	7	会員合計: 214
読者:	4	

2. 会費納入状況(10月31日)

2021年度納入者: 一般 156/195, 特別 0/2, 家族 3/3, 若手 1/7, 若手特別 4/7

2020年度未納者: 一般 4人, 若手特別 1人

2019年度・2020年度未納者(休会者): 一般 1人, 若手 1人, 若手特別 1人

3. 会計報告 2021年度10月決算

2021年度累計	2021年度10月決算
収入累計 2,657,591 円	10月収入合計 18,600 円
支出累計 1,758,226 円	10月支出合計 49,016 円
収支累計 899,365 円	10月分収支 △30,416 円
前年度繰越金 148,461 円	前月繰越金 1,078,242 円
10月末残高 1,047,826 円	10月末残高 1,047,826 円

注) 本部会費・誌代 144,400 円, 家賃・水光熱費 29,794 円を翌月に支払い。
これを除くと残高は, 874,032 円(他に電話料も11月に入って引き落とし)。